

第46回山梨県環境保全審議会（平成28年3月24日開催）

審議事項(2)資料

平成28年度公共用水域及び地下水
の水質測定計画（案）について

大気水質保全課

平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

1 公共用水域水質測定計画(案)の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成28年4月から平成29年3月まで

(3) 測定地点

水質汚濁防止法に基づく項目については、河川は31水域47地点、湖沼は5水域6地点の計36水域53地点の水質測定を実施する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく項目については、河川は6水域6地点、湖沼は1水域1地点の計7水域7地点の水質及び底質の測定を実施する。

(4) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	項目	測定項目	測定回数	実施機関
水質汚濁防止法	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)等 11項目	年2~24回	山梨県 国土交通省 甲府市
	健康項目	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、砒素(As)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)等 26項目	年1~12回	
	要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、アニリン等 31項目	年1回	
	特殊項目	銅(Cu)、クロム等 4項目	年1~4回	
	その他項目	塩素イオン(Cl ⁻)、電気伝導率等 8項目	年1~24回	
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県 国土交通省

(5) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成29年度に公表する。

なお、環境基準点における主な生活環境項目の調査結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

(6) 測定計画の変更点

国土交通省が測定を実施している地点について、過去10年間の測定結果からカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びほう素が検出されていない、若しくは低い検出値(基準の1/3~1/10)である地点について、常時監視業務の効率化を図るため、測定回数を変更する。

変更事項一覧

	測定項目	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		ほう素	
		H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
環境基準点	船山橋	3	2							3	2				
	三郡西橋	3	2							5	3				
	富士橋	5	2	4	2			4	2	7	4	4	2		
	南部橋	3	2							3	2				
	亀甲橋	3	2							5	3				
	三郡東橋	5	2	4	2	4	2	4	2	7	4	4	2		
	重川橋	3	2							5	3				
	日川橋	3	2							3	2				
補助点	信玄橋					2	1							2	1
	富山橋					2	1			3	1			2	1
	塩川橋					2	1							2	1
	桃林橋					2	1			3	1			2	1
	鶴飼橋													2	1

2 地下水水質測定計画（案）の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成28年4月から平成29年3月まで

(3) 調査方法

地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査する。

() 環境基準項目、要監視項目

(ア) ローリング方式

県内をメッシュで区切り、各メッシュ内に不定点の井戸を選定し、数年で1巡するよう調査する。

【山梨県】A地区：2年で1巡 B地区：4年で1巡

【甲府市】2年で1巡

A地区：水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある50地区

B地区：A地区以外の31地区

(イ) 定点方式

定点において水質の経年変化を把握するために調査する。

() ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査は、県内5kmメッシュで88地区に区切り、2地区につき1地点を5年で1巡するよう調査する。

汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確定するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

継続監視調査

過去の調査により、環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で調査する。

(4) 測定地点

		測定機関			
		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	33(21)	11(11)	44(32)
		定点方式	9	0	9
	継続監視調査(定点方式)		31	6	37
	ダイオキシン類(ローリング方式)		9	0	9

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

(5) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	調査の種類		項目	測定回数	測定機関
水質汚濁防止法	概況調査	ローリング方式	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、トリクロロエチレン(TCE)、硝酸性窒素及亜硝酸性窒素(NO3-N・NO2-N)等 環境基準項目 28項目	年2回	山梨県 甲府市
			クロロホルム、トルエン、キシレン等 要監視項目24項目	年1回	
	定点方式	汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物	年2回		
	汚染井戸周辺地区調査	前年度の調査で環境基準を超過した項目及びその分解生成物	年1回		
	継続監視調査	前年度までの調査で汚染が確認された項目及びその分解生成物	年1回 ~2回		
ダイオキシン類対策特別措置法	概況調査		ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県

(6) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成29年度に公表する。

(7) 測定計画の変更点

継続監視調査対象井戸の見直し

- 継続監視調査を実施している地区のうち、1地区(南アルプス市 上今井)において調査対象井戸が廃止され、かつ周辺に他の井戸が存在しないことから、調査を終了する(32地点から31地点に変更)。

継続監視調査の測定回数の変更

- 過去の測定結果の蓄積(3年以上)により、年間1回の測定で地下水汚染の状況を継続的に監視することが可能な地点については、常時監視業務の効率化を図るため、測定回数を変更する(甲府市内の測定地点について年間2回から年間1回に変更)。

平成28年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

山 梨 県

目 次

1 公共用水域水質測定計画 ----- 1

2 地下水水質測定計画 ----- 1 1

公共用水域水質測定計画

【趣 旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、平成28年4月から平成29年3月までとする。

【測定地点及び測定機関】

- 3 測定地点は、別表1及び図1とし、測定機関は、山梨県、国土交通省及び甲府市とする。

【測定項目及び測定回数】

- 4 測定項目及び測定回数は、別表2-a、bのとおりとする。

【採水地点及び採水方法等】

- 5 採水地点及び採水方法等は、河川、湖沼ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(1) 河 川

① 採水地点

採水地点は、原則として流心とする。

② 採水方法

採水の部位は、水面から原則として水深の2割程度の深さとする。

③ 採水の条件

採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。

④ 採水時に実施すべき事項

採水時には、採水日時、水面巾、採水地点の右岸又は左岸からの距離などを記録する。

また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、水深、外観、臭気などについても現地で測定又は観測し、記録することを原則とする。

(2) 湖 沼

① 採水地点

採水地点は、原則として湖心とする。

② 採水方法

採水の部位は、水面から原則として30センチメートル程度の深さとする。

③ 採水の条件

河川に準ずる。

④ 採水時に実施すべき事項

河川に準ずる。

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【測定結果の送付等】

7 国土交通省及び甲府市は、公共用水域水質測定結果を、翌月までに、山梨県知事に報告するものとする。

【公表】

8 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成29年度に公表する。
なお、環境基準点における主な生活環境項目の測定結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

【その他】

9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

別表1

水質汚濁に係る環境基準測定地点一覧

水系名	流域名	水域名	番号	地点統一番号	水質測定点	緯度N	経度E	類型及び達成期間				測定機関			流量測定地点	
								基準 類型	達成 期間	水生生物		山梨県	国土 交通省	甲府市		
										基準 類型	達成 期間					
富士川	富士川	富士川(1)※	1	1900151	国界橋	355133	1381701	AA	イ	生物A	イ	○				
			2	1900101	船山橋	354203	1382715					■		☆		
		富士川(2)※	3	1900251	信玄橋	353944	1383008	A	イ			□			☆	
			4	1900201	三郡西橋	353410	1382913					■			☆	
		富士川(3)※	5	1900301	富士橋	353221	1382733	A	ハ	生物B	イ			■		☆
			6	1900351	富山橋	352513	1382715							□		
		富士川(4)※	7	1901501	南部橋	351712	1382737	A	ロ					■		☆
		大門川	8	1920901	大門ダム貯水池	355227	1382601						○			
		塩川	9	1920203	塩川ダム貯水池	355130	1382953						○			
			10	1920201	藤井堰	354529	1382601						○			
			11	1920202	塩川橋	354140	1382816							□		☆
			黒沢川	12	1902101	黒沢川流末	354152	1382803	C	ハ	生物B	イ	●			
		滝沢川	13	1901601	新大橋	353405	1382839	B	イ	生物B	イ	●				☆
笛吹川	笛吹川	笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	355020	1384545	A	イ	生物A	イ	○				
			15	1900601	亀甲橋	354149	1384106						■		☆	
		笛吹川下流	16	1900751	鶴飼橋	353853	1383830	A	ハ	生物B	イ			□		☆
			17	1900753	桃林橋	353432	1383115						□		☆	
		18	1900701	三郡東橋	353401	1382919							■		☆	
		琴川	19	1921101	琴川ダム貯水池	354898	1383924						○			
		重川	20	1901351	千野橋	353305	1384420	B	イ	生物B	イ	○				
			21	1901301	重川橋	354014	1384055							■		☆
		日川	22	1901451	葡萄橋	353939	1384325	A	イ	生物A	イ	○				
			23	1901401	日川橋	353942	1384039							■		☆
		平等川	24	1901251	平等橋	353908	1383750	B	イ	生物B	イ	○				
			25	1901201	平等川流末	353649	1383532						●			☆
		濁川	26	1901051	砂田橋	353921	1383528	C	ハ	生物B	イ				△	☆
27	1901001		濁川橋	353645	1383534								▲	☆		
荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	354522	1383359	AA	イ	生物A	イ				△	☆		
	29	1900801	桜橋	354252	1383211								▲	☆		
荒川下流	30	1900951	千秋橋	353853	1383357	B	ハ	生物B	イ				△	☆		
	31	1900901	二川橋	353724	1383421								▲	☆		
鎌田川	32	1901151	高室橋	353640	1383331	B	ハ	生物B	イ				△	☆		
	33	1901101	鎌田川流末	353558	1383340							●		☆		
相模川	相模川	相模川上流(1)※	34	1900401	富士見橋	353126	1385055	AA	イ	生物A	イ	●				
			35	1900501	大月橋	353629	1385621							●		
		相模川上流(2)※	36	1900551	桂川橋	353701	1390709	A	ハ				○			☆
		宮川	37	1902201	昭和橋	352941	1384817	B	ロ	生物B	イ	●				☆
		柄杓流川	38	1901701	柄杓流川流末	353239	1385337	A	ハ	生物A	イ	●				☆
		大幡川	39	1920401	大幡川流末	353336	1385343						○			
		朝日川	40	1901801	落合橋	353340	1385918	A	イ	生物A	イ	●				☆
		笹子川	41	1901901	西方寺橋	353611	1385522	A	イ	生物A	イ	●				☆
		葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	354221	1385659						○			
		鶴川	43	1902001	鶴川橋	353719	1390626	A	イ	生物A	イ	●				☆
		道志川	44	1920701	道志川流末	353220	1390649						○			☆
		秋山川	45	1920801	秋山川流末	353451	1390735						○			☆
		富士五湖	富士五湖	山中湖	46	1950101	山中湖湖心	352501	1385223	A	イ	生物B	イ	●		
47	1950201				河口湖湖心	353100	1384521						●			
河口湖	48			1950251	河口湖船津沖	353031	1384609	A	イ	生物B	イ		○			
西湖	49			1950301	西湖湖心	352954	1384109	A	イ	生物A	イ	●				
精進湖	50			1950401	精進湖湖心	352927	1383627	A	イ	生物B	イ	●				
本栖湖	51	1950501	本栖湖湖心	352753	1383509	AA	イ	生物A	イ	●						
多摩川	多摩川	多摩川上流(1)※	52	1902351	下保之瀬橋	354708	1385647	AA	イ	生物A	イ	○				☆
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	354532	1385800						○			☆
3水系	5流域	36水域	計		53地点						33地点	13地点	7地点	32地点		

黒印：環境基準点(27地点) 白印：補助点(26地点)

※水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

- ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流
- ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流
- ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
- ・多摩川上流(1)を多摩川上流

別表2-a(一般項目、生活環境項目、健康項目)

水系名		富 士 川															富 士 川									
流域名		富 士 川										富 士 川					富 士 川									
水域名		富士川(1) ※2	富士川(2) ※2	富士川(3) ※2	富士川(4) ※2	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川	大 門 川
測定地点		国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富士橋	南部橋	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	大 門 川 貯 水 池	
番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定機関		山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	山梨県	
一 般 項 目	●環境基準点(○補助点)	○	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	天 候	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	気 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	水 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	外 観	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	臭 気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	河 流 量		12	12	12	12	12	12					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	採 取 位 置	12	12	12	12	12	12	12					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	川 透 視 度	12	12	12	12	12	12	12					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	湖 採 取 水 深								12	12					12					12						
	全 水 深								12	12					12					12						
	沼 透 明 度								12	12					12					12						
	p H	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	D O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	B O D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
C O D	12	3	3	3	5	3	5	12	12	12	5	24	24	12	3	5	8	5	12	12	8	12	5	12	24	
S S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
大腸菌群数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
n-ヘキサン抽出物質※1																										
全 窒 素		5	8	8	8	8	8	12	12		8	12	12	12	8	8	8	8	12		8		8		12	
全 燐		4	4	4	4	5	5	12	12		4	12	12	12	4	5	4	5	12		4		4		12	
全 亜 鉛		6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	6	12	6	12	6	6	
ノニルフェノール		2		2	2	2	2					12	12		2		2			2		2		12		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		4	4	4	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4		4		4		4		
カドミウム		2	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	2	4	2	2	2	2	2	
全 シ ア ン		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	
鉛		2	2	1	2	4	1	2	2	2	1	2	4	2	2	1	2	4	2	2	2	2	2	2	2	
六価クロム		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
砒 素		2	2	1	3	4	1	2	2	12	4	3	2	2	2	3	1	1	4	4	2	3	2	2	12	
総 水 銀		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	
アルキル水銀※1																										
P C B			1		1	1	1					2	2		1		1			1		1		1	2	
ジクロロメタン		2	1		1	1	1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
四塩化炭素		2	1		1	1	1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
1,2-ジクロロエタン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
1,1-ジクロロエチレン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
シス-1,2-ジクロロエチレン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
1,1,1-トリクロロエタン		2	1		1	1	1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
1,1,2-トリクロロエタン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
トリクロロエチレン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
テトラクロロエチレン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
1,3-ジクロロプロペン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
チ ャ ラ ム		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
シ マ ジ ン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
チオベンカルブ		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
ベンゼン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
セレン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4	4	2	6	6	2	6	4	4	4	2	4	4	4	6	2	2	6	6	4	6	4	6	4	
ふっ素		4	2	1	2	2	1	2	4	4	4	1	4	4	2	1		1	2	6	4	1	4	1	4	
ほう素		2	2	1	2	2	1	2	2	4	4	1	4	4	2	1		1	2	4	2	2	2	2	4	
1,4-ジオキサン		2	1		1	1	1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	1	2	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシン							1																		
	〃 底質							1																		
	コプラナーポリ塩化ビフェニル							1																		
	〃 底質							1																		

※1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

※2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

別表2-b(要監視項目、特殊項目)

水系名 流域名	富 士 川																								
	富 士 川							川							笛 笛							吹			
水域名	富 士 川 (1) ※2	富 士 川 (2) ※2	富 士 川 (3) ※2	富 士 川 (4) ※2	大 門 川	塩 川	黒 沢 川	滝 沢 川	笛 吹 川 上 流	笛 吹 川 下 流	琴 川	重 川	日 川	平 等 川	平 等 川										
測定地点	国 界 橋	船 山 橋	信 玄 橋	三 郡 西 橋	富 士 橋	富 山 橋	南 部 橋	大 門 ダ ム 貯 水 池	塩 川 ダ ム 貯 水 池	藤 井 堰	塩 川 橋	黒 沢 川 流 末	新 大 橋	広 瀬 ダ ム 貯 水 池	亀 甲 橋	鶴 飼 橋	桃 林 橋	三 郡 東 橋	琴 川 ダ ム 貯 水 池	千 野 橋	重 川 橋	葡 萄 橋	日 川 橋	平 等 橋	平 等 川 流 末
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定機関	山 梨 県	国 交 通 省	国 交 通 省	国 交 通 省	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	国 交 省	国 交 省	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	国 交 省	国 交 省	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県
●環境基準点(○補助点)	○	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
要 監 視 項 目	クロロホルム※3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロプロパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	P-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イソキサチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ダイアジン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フェニトロチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イソプロチオラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	オキシ銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロタクロニル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	プロピザミド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	EPN	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ジクロロボス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フェノカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イプロベンホス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロルニトロフェン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	キシレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ニッケル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	モリブデン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アンチモン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	塩化ビニルモノマー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	エビクロロヒドリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ウラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フェノール※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ホルムアルデヒド※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4-オクチルフェノール※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アニリン※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2,4-ジクロロフェノール※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊項目	フェノール類※1																								
	銅		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	溶解性鉄		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	溶解性マンガン			1		1					2	2					1	2							2
	クロム										2	2						2							2
その他項目	アンモニア性窒素		6	2	6	12	5	5	6	6	1	6	6	6	4	3	12	12	6		12		4		6
	磷酸態燐					12			6	6		6	6	6			12	12	6						6
	クロロフィルa							12	12					12				12							
	陰イオン界面活性剤	6	4	4	4	4	4	4	6	6	6	4	6	6	6	4	4	4	4	6	6	4	6	4	6
	塩素イオン	12						12	12	12		12	12	12					12	12		12		12	12
	電気伝導率	12	2	2	2	2	2	2	12	12	12	2	24	24	12	2	2	6	6	12	12	2	12	2	12
	濁度		12	12	12	12	12	12				12			12	12	12	12			12		12		12
	大腸菌数		4		4	4	4	4							4			4			4		4		4

※1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

※2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

※3:人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

※4:水生生物の保全に係る要監視項目

別表3 公共用水域水質測定方法

測定項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考	
生活環境項目	p H	-	6.5~8.5	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 12.1	昭和46年環境庁告示第59号
	D O	0.5	5~7.5	規格K0102 32	〃
	B O D	0.5	1~5	規格K0102 21	〃
	C O D	0.5	1~3	規格K0102 17	〃
	S S	1	25~50	付表9	〃
	大腸菌群数	-	50~5000	最確数による定量方法	〃
	n-ヘキサノール抽出物質	0.5	-	付表13	〃
	全窒素	0.05	-	規格K0102 45.2,45.3,45.4又は45.6	〃
	全燐	0.003	-	規格K0102 46.3	〃
	全亜鉛	0.001	0.03	規格K0102 53	〃
	ノニルフェノール	0.00006	0.001~0.002	付表11	〃
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.03~0.05	付表12	〃
	健康項目	カドミウム	0.0003	0.003	規格K0102 55.2,55.3又は55.4
全シアン		0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2,規格K0102 38.1.2及び38.3又は規格K0102 38.1.2及び38.5	〃
鉛		0.005	0.01	規格K0102 54	〃
六価クロム		0.02	0.05	規格K0102 65.2	〃
砒素		0.005	0.01	規格K0102 61.2,61.3又は61.4	〃
総水銀		0.0005	0.0005	付表1	〃
アルキル水銀		0.0005	検出されないこと	付表2	〃
P C B		0.0005	検出されないこと	付表3	〃
ジクロロメタン		0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
四塩化炭素		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
トリクロロエチレン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
テトラクロロエチレン		0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
チウラム		0.0006	0.006	付表4	〃
シマジン		0.0003	0.003	付表5の第1又は第2	〃
チオベンカルブ		0.002	0.02	付表5の第1又は第2	〃
ベンゼン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
セレン		0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	〃
硝酸性窒素		0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6	〃
亜硝酸性窒素		0.02		規格K0102の43.1	〃
ふつ素		0.05	0.8	規格K0102の34.1若しくは34.4又は付表6	〃
ほう素		0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	〃
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	付表7	〃	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-p-ハラジオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
	コプラナーポリ塩化ビフェニル	-		〃	
	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-p-ハラジオキシン(底質)	-	150pg-TEQ/g	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	〃
	コプラナーポリ塩化ビフェニル(底質)	-		〃	〃

測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.0006	0.006～3	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
	フェントロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
	オキシシン銅	0.004	0.04	付表2	〃
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	〃
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	〃
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号
	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表1	〃
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	〃
	フェノール	0.001	0.01～0.08	付表1	平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号
	ホルムアルデヒド	0.1	1	付表2	〃
4-tert-オクチルフェノール	0.00003	0.001～0.004	付表1	平成25年環水大発第1303272号	
アニリン	0.002	0.02	付表2	〃	
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.03	付表3	〃	
特殊項目	フェノール類	0.005	-	規格K0102 28.1	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	0.01	-	規格K0102 52.2,52.3,52.4又は52.5	〃
	溶解性鉄	0.005	-	規格K0102 57.2,57.3又は57.4	〃
	溶解性マンガン	0.005	-	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
その他項目	クロム	0.005	-	規格K0102 65.1	〃
	アンモニア性窒素	0.02	-	規格K0102 42.5	-
	磷酸態磷	0.003	-	規格K0102 46.1	-
	クロロフィルa	0.001	-	上水試験方法	-
	陰イオン界面活性剤	0.02	-	規格K0102 30.1	-
	塩素イオン	1	-	規格K0102 35	-
	電気伝導率	0.1 mS/m	-	規格K0102 13	-
濁度	5	-	河川水質試験方法II-3	-	
大腸菌数	1	-	別添2	平成23年環水大発第110324001号	
備考	※ 「付表」及び「別添」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。				